

第820回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成23年9月14日（水）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第819回教育委員会会議録の承認について
- 4 第820回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
 - (1) 東日本大震災について
 - (2) 宮城県震災復興計画（案）について (教育企画室)
 - (3) 東日本大震災からの教育の復興に向けての提言について (教育企画室)
 - (4) 県管理施設内立木の倒木による物損事故の和解について (高校教育課)
 - (5) 職員の交通事故に係る和解について (文化財保護課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 第332回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
 - (2) 平成24年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について (特別支援教育室)
 - (3) 平成24年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について (高校教育課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 第333回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
 - 第2号議案 教育功績者表彰について (総務課)
 - 第3号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について (総務課)
 - 第4号議案 職員の人事について (教職員課)
 - 第5号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について (文化財保護課)
- 8 課長報告等
 - (1) 登米地区統合校（総合産業高校）の校名案の公募について (高校教育課)
- 9 資 料（配付のみ）
 - (1) 平成24年度宮城県立中学校入学者選抜方針・選抜要項及び選抜募集要項について (高校教育課)
 - (2) 東北歴史博物館特別展「いつも元気なこどもたち」について (文化財保護課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第820回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成23年9月14日(水) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長
- 4 説明のため出席した者
大内理事兼学校運営管理監, 伊東教育次長, 高橋教育次長, 吉田参事兼総務課長,
菅原教育企画室長補佐, 菅原福利課長, 寺島教職員課長, 熊野義務教育課長,
佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長,
西村生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第819回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第820回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 勅使瓦委員及び佐竹委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 秘密会の決定
 - 5 教育長報告
 - (4) 県管理施設内立木の倒木による物損事故の和解について
 - (5) 職員の交通事故に係る和解について
 - 7 議事
 - 第2号議案 教育功績者表彰について
 - 第3号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について
 - 第4号議案 職員の人事について
 - 第5号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

委 員 長 教育長報告の(4), (5), 議事の第2号議案から第5号議案までについては, 非開示情報が含まれていることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員異議なし)
この審議等については, 秘密会とする。
秘密会とする案件のうち, 第4号議案については, 本日速やかに事務処理を行う必要があることから, 先に第1号議案のみを秘密会で審議し, 残余の秘密会案件は, 次回教育委員会の開催日程決定後にその審議等を行うこととしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)
- 9 教育長報告
 - (1) 東日本大震災について
(説明者: 教育長)
東日本大震災について, 9月7日現在の被害状況とこれまでの対応並びに今後の取り組みなどについて, 前回委員会での報告から変更のあった点を中心に御報告申し上げます。

1「被害状況」について、(1) 人的被害であるが、前回の委員会での報告から幼児・児童・生徒の死亡が3人増加し、合計で315人、安否不明がその3名分減少し、合計で47人となっている。(2) 施設被害については、国の災害査定により、施設数、被害額に若干の変動があり、御覧のような数値となっている。(3) 県立学校等への避難状況であるが、9月9日現在で、県立高校3校が避難所となっており、避難者数は93人となっている。前回報告から、避難所となっている施設は3箇所減少し、避難者は194人減少している。

続いて、2「県立学校について」の(1) 県立高等学校である。① これまでの取組と対応についてのニ雇用確保のための対策であるが、9月9日に開催された宮城新卒者就職対策本部会議において、新卒者就職応援メッセージ及びみやぎ新卒者就職応援プランが採択され、就職支援への取組が確認されている。

③ 学校再開に向けた取組についての農業高校について、名取市にある農業・園芸総合研究所敷地内農業大学校グラウンドに建設していた仮設校舎が完成したため、9月1日から仮設校舎で授業を開始している。

次に、5「学校以外の教育関係施設等について」の(1) 社会体育施設である。② 県立施設の復旧工事等について、宮城スタジアムメインスタンドの大屋根の損傷部に係る復旧工事を8月23日に契約締結し、翌24日から工事に着手している。(2) 社会教育施設の① 県立施設について、志津川自然の家は、震災後、避難所として利用されてきたが、8月末をもって避難所が閉鎖され、9月1日から再開している。

最後に、9「宮城県教育復興懇話会について」であるが、9月8日に同懇話会の梶田座長から、教育復興に係る提言書が県教育委員会に対して提出されており、この件については、後ほど、あらためて御報告申し上げます。

以上、震災から約半年を経過した現時点での状況を御報告する。今後も教育環境の早期正常化に向けて、鋭意取り組んでまいることとしている。

本件については、以上のおりである。

(質 疑)

佐々木委員 9ページの(2) 子ども育英資金について、9月6日時点で多額の寄付金が寄せられているが、既に子ども達に支給されているのか。前回の教育委員会定例会の際、夏休み前に支給してほしいとお願いしたがどうか。

教 育 長 この基金から育英資金を支出するためには、条例化し予算計上する必要があるが、11月県議会への上程を予定している。実際に子ども達に資金が渡るのは、それ以降となる。

佐々木委員 震災から半年以上経過している。その間、震災により多くの被害に遭われた方達は、努力や苦勞をしつつ、ここまで暮らしている。育英資金以外の援助もあると思うが、対応が遅すぎではないか。育英資金は、被災された方々が真っ先に必要とする資金であり、早急に使える状況にする必要があったと思う。生活が落ち着いた頃に支給されるのであれば、必要な時期に使用せず意味がない。もちろん長期的にも必要であるが、例えば、臨時的な資金として必要最低限の育英資金を支給し、条例制定後に調整するなど、緊急時には平常時と異なる手順で支給する臨機応変な仕組みづくりも必要ではないか。

教 育 長 なるべく早く資金を支給することは、その通りである。ただし、現状では、保健福祉部で基金を所管しており、まず、条例化が前提として必要であり、その上で県予算として計上し、支出することとなる。条例は、9月議会で制定される見込みであるが、実際に支給する資金は、11月議会で具体的な支出の枠組みを予算上明確にし、支給する見込みである。現在、その枠組みを作成すべく検討しているところである。

佐竹委員 3ページの農業高校について、9月1日から仮設校舎で授業を再開しており、とても嬉しく思っている。その仮設校舎に付随する寮について、現在はどうなっているか。また、これまで3つに分かれていた部活について、農業高校は、県大会や全国大会で活躍している活動もあり、現在その活動スペースはどのようになっているか。

高校教育課長 農業高校は、パイロットスクールとして、1年の段階で少なくとも1回は経験することとして寮生活を行うが、今回の被災により実施できていない。現状では、JAの研修

所の2階部分を借用し、遠方からの通学者、諸般の事情のある方を中心に40名程度を収容し、寮生活させている。

部活動については、農業園芸総合研究所敷地内の農業大学校とも連携を取りながら、体育館の利用や実習施設の一部にウェイトリフティングのスペースの確保、近隣のテニスコートやグラウンドを借りるなど、可能な範囲で実施している。

佐竹委員

名取市の協力や連携はどうか。

高校教育課長

市の施設や民間の施設等の協力も得ながら実施している。

勅使瓦委員

松島自然の家について、現状では使用できる状態ではないと思われるが、施設の再開見込みはどのようになっているか。

生涯学習課長

現在地への立て替えまたは移転について、東松島市の震災復興計画と整合性を取りながら検討したいと考えており、現在、市の担当者、地元の県議会議員等と意見交換しながら進めている状況である。

佐竹委員

3ページの次の部分について、宮城農業高校は仮設校舎が完成し、志津川高校は復帰している。水産高校は既存校舎への復帰を検討中であり、石巻市立女子商業高校はまだ分散している。学校機能を回復させる期日について、概ねどのように考えているか。

教育長

水産高校については、既存の校舎が津波の被害を受けたこと、さらに、現在においても地盤沈下による浸水の影響により、教室が使えない状況にある。3月の震災後、水産高校は、石巻北高校にある仮設校舎を使用し、4月から授業を再開している。渡波の既存の校舎への復帰については、今後の浸水の状況によるものと考えている。そこを使うのか、あるいは校舎を移転するのか、もう少し見極めが必要と考えている。

加えて、気仙沼向洋高校については、気仙沼高校の第2グラウンドに仮設校舎を建設しており、10月中には完成する予定であり、11月から使用できる見込みである。

高校教育課長

3ページに記載のとおり、県立高校と市立高校は、3校に分散している状況にある。石巻市教育委員会からの情報によると、石巻市立女子商業高校では、プレハブ校舎を同高校敷地内のグラウンドに建設する方向で検討しており、年内には完成させたいとのことである。それが完成し、生徒の分散化が解消されると、受け入れ先の各県立高校も通常の状態に戻る事となる。

佐竹委員

できるだけ一つの学校として機能できる形を作り、子ども達が学舎に通学しやすい環境を整えて欲しい。

勅使瓦委員

関連して、県立高校の志津川高校、気仙沼向洋高校について、特に志津川高校が8月10日から既存の校舎に復帰しているが、生徒達の送迎はどのようになっているか。また、今後、生徒が各学校に復帰した場合、生徒の通学手段の確保がどのようになるのか。現状のバス送迎を継続するのか、それとも変化していくものであるのか。

高校教育課長

志津川高校については、これまで登米地区2校に分散しており、バスで通学していた。既存校舎へ通学は、原則として、各々の努力により通学することとなる。

なお、通学状況が様々であることから、バス会社や市町等に相談したところ、民間バスの便数の増加、地域バス・民間企業のバス、日赤の協力等により、出来る限りの便宜をいただいている。現在のところ、通学方法は確保できている状況にある。

それ以外の学校については、生徒の状況を見ながら、少しでもスムーズに通学できるよう学校と相談しながら対応している。

勅使瓦委員

分散していた際には送迎バスで学校に通い、部活の終了後に帰宅できるよう対応していたと思われるが、その状態が守られており、それ以上に通学方法の便が悪くないとの理解でいいか。

高校教育課長

学校の状況、部活の状況等を踏まえ、便数を増やす、遅い時間帯にもバスを走らせたりするなど手配し、震災以前よりは増えている状況にある。

委員長 大変苦しい話であり、学校の分散化が解消されるとはいえ、住んでいる所は昔の環境とは違い、離れた状態であることから、これまでとは別種の問題も発生しており、教育庁内部のみならず、県内部、市町、民間企業等と連携の上、生徒の通学に支障がないようお願いする。

(2) 宮城県震災復興計画（案）について

(説明者：教育長)

宮城県震災復興計画（案）について御報告申し上げます。

資料は、10ページである。

宮城県震災復興計画については、2「経過」にあるとおり、これまで、第1次案、第2次案とお示しし、県教育委員会の場においても、その都度御報告申し上げてきたところであるが、その後、パブリックコメントの募集や県内5圏域における県民説明会等を経て、去る8月26日の震災復興本部会議において、最終案が決定されたものである。

その内容の要点であるが、3「宮城県震災復興計画（案）の主なポイント」にあるとおり、教育分野に関しては、「復興のポイント9. 未来を担う人材の育成」において、宮城県震災復興会議での議論も踏まえた上で、これまでの心のケアと防災教育の充実、「志教育」の推進、宮城の復興を担う産業人材の育成の3本に加え、若者の復興活動への参画促進を新たに追加している。また、教育分野の復興の方向性については、御覧の表のとおり取りまとめたものである。

さらに、この計画（案）の取りまとめに当たり、このあと説明する宮城県教育復興懇話会の提言の内容も反映させている。

今後の予定であるが、4「今後の予定」のとおり、この計画（案）は、9月宮城県議会定例会に議案として提出されることとなる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員 夏休みが終わり、2学期が前倒しで始まっていると思われるが、児童・生徒の心のケアについて、現在、どのような対応をしているか伺いたい。

義務教育課長 児童・生徒の心のケアについては、1学期と同様に最重要課題として取り組んでおり、市町村教育委員会を通じて各学校からの要望を受け、震災当時は恐怖感や対人関係におけるトラブルであったが、最近では様々な局面に関する内容に変化しつつあり、それに対応するカウンセラーの配置等について、これまで以上に対応していく予定である。現在は、県内カウンセラーのほか、全国の臨床心理士協会等を中心とした他県からの派遣等による応援もいただいている。

佐竹委員 要望に応じて学校にカウンセラーを派遣するということか。学校には、従前からカウンセラーが配置されていて、人員が足りなければ、それに加える形で対応するということがよいか。また、先生方の心のケアについても、そのカウンセラーが中心となって同様にしているということか。

義務教育課長 そのとおりである。

佐竹委員 一番の最重要課題と思われる。これからがPTSDの症状が出てくる時期と思われるので、先生も子どもたちも安定・安心して生活を送れる体制を整えていただきたい。

佐々木委員 各分野のボランティアの方々が、8月までで撤退しているように感じている。教育関係で、全国から多数の先生方が補充されたと聞いていたが、その先生方も引き上げの対象となっているのか。それとも、宮城県の教育現場に支援し続けている状況にあるのか。また、支援が続いている場合、それはいつまで継続される予定であるか。

教職員課長 他県から派遣していただいた教員については、基本的には今年度末までお願いしている状況にあり、引き続き各学校で御活躍いただいている状況である。

義務教育課長 夏休み期間中に、宮城教育大学のコーディネートにより、国からの援助も受けながら、多くの教職員、大学の学生、ボランティア等の支援をいただき、各被災地を中心として、実のある活動をしていただいた。そのボランティアは、今後も支援する方向であり、現在、その活動内容を計画中である。例えば、冬休み期間中、あるいは土日など、ボランティア活動の要請があった場合に、同様の活動を含めて今後とも継続して実施する方針である。

佐々木委員 高学年の子どもたちのカリキュラムについて、夏休みが早く終わり、2学期が始まったと思うが、全県的な傾向として、そのカリキュラムを消化できる状況にあるのか。

義務教育課長 小・中学校については、今回の夏休み、あるいはこれまでの取り組みにより、概ね回復していると聞いている。今後は、更なる学力向上に向けて努力していくところである。

(3) 東日本大震災からの教育の復興に向けての提言について

(説明者：教育長)

東日本大震災からの教育の復興に向けての提言について、御報告申し上げます。

資料は、11ページから12ページまでである。

まず、この提言の目的であるが、本県教育の東日本大震災からの速やかな復興に向け、今後の本県の教育施策の在り方について、学識経験者等により構成される宮城県教育復興懇話会での議論を取りまとめ、今後の教育に関する行政施策及び具体的取組に反映するものである。

3「復興懇話会の経緯」にあるように、同懇話会は、5月に設置して以来、4回にわたり多角的な観点から議論を重ねていただき、8月25日に開催された第4回懇話会において、提言の内容について意見集約していただいたところである。

その上で、9月8日に、座長である 梶田 叡一 環太平洋大学学長から提言書をいただいたものである。提言の内容については、資料の4「提言の内容」の「I 教育の復興に向けた取組について」にあるとおり、「1 幼児・児童・生徒の心のケア」をはじめとする5つのテーマでまとめていただき、それぞれについて、具体的な取組の方向性を示していただいたものである。この中で、特に多くの委員から、「幼児・児童・生徒の心のケア」について、専門家の配置に加え、教職員や保護者によるケアや子ども同士の交流によるケアの促進など、中長期的視点に立った継続的な心のケアの必要性が指摘されている。

さらに、4「未来を生き抜く力の育成」については、震災を契機に、子どもたちが他者との絆や関わり、社会の中の自分の役割を感じ取った今だからこそ、震災体験を教育活動につなげることで、現在本県で取り組んでいる「志教育」がまさに生きた教育となるとして、「志教育」の一層の推進の必要性が掲げられている。

資料の12ページを御覧願いたい。

ただ今説明した取組を実施する上での留意点であるが、「II 取組の推進に当たって」として、考慮すべき8点についても御提言をいただいているところである。特に、「1 地域コミュニティの再生への積極的な関与」及び「2 多様な主体との連携・交流」であるが、今後の地域コミュニティの再生を目指したまちづくりに向けて、学校がこれまで以上に地域と関わり、地域やその他の主体との連携を深め、平時からの信頼関係を構築していくことの重要性について指摘されているところである。

最後に、この提言を受けての今後の対応であるが、県として、教育の再生・復興に向けた取組を推進していくに当たり、提言の内容も十分に踏まえ、教育庁一丸として取り組むことはもちろん、他部局との横断的な連携も図り、実効性のある事業実施に取り組んでいく必要があると考えている。

また、この提言は、直接的には県教育委員会に対する提言であるが、各市町村教育委員会及び学校現場等に対しても提言の内容について幅広く周知し、それぞれの立場での取組を促してまいる所存である。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

勅使瓦委員

この提言については、これから順次取り組んでいくことと思われるが、提言の中の学校の防災機能と防災拠点機能の強化について、学校自体の防災拠点化は、今回の震災により非常に大切であると感じており、県としても、学校を地域防災の拠点として取り組むものと思われる。その中で、県立高校等は支障なく取り組められると思われるが、各市町村にある小・中学校も各地域の避難場所に指定されており、そこに防災拠点機能を持たせる際に、各市町村の財政面や考え方を考慮すると、本当に進んでいくのか、疑問と心配がある。どのように各市町村と連携し、その機能を果たしていくのか、現在のビジョンがあるのか伺いたい。

教 育 長

今回の震災で、学校が避難所に指定されている・指定されていないにかかわらず、多数の地域住民等が避難し、実質的に避難所の役割を担った実態がある。学校自体の防災機能に加え、地域の防災拠点の機能を整備していく必要性については、各市町村も明確に意識しているものと思われる。防災機能に加え、防災拠点機能を整備することは、小・中学校、県立高校等を含め、今後の大きな課題であると認識している。

その課題意識に関し、文科省においても、今後の学校のハード・ソフト両面で、学校が、地域の中でどのような形で必要な役割を果たしていくのか、有識者の方から御意見をいただき検討している。

今回、このような提言をいただいたこと、そして、文科省からの報告も踏まえつつ、それらを両様相まった上、市町村と意思疎通を図りながらその機能の整備が図られるよう努めていきたい。

佐々木委員

今回、多数の方々が学校に避難し、生活し、一緒に助け合い、ありたくない経験であったが貴重な経験をしたと思われる。学校の機能として、そのような体制を運営することは大切であるが、地域のつながりを強化する要の場所としての機能も学校の大事な機能の一つだと、認識しなおすことが重要であると思う。地域の中から学校や子どもたちを育てていく、地域の皆で学校を守っていく、学校を中心として地域が生活していく、一昔前にあったような人々の気持ちの絆の中心となる学校機能を取り戻す機会と思われる。地域との連携にも十分に力を入れて、この機会に地域と学校の繋がりを取り戻してほしい。

防災機能についても、両者にとって大事なことであり、有事の時だけでなく、各種の行事や季節毎に、学校と地域住民が密接に関わり合っていくことが子どもたちの教育にも繋がると思う。防災をきっかけとして、地域との繋がりを強めることを考えると、「学ぶ土台づくり」にも繋がるものと考えます。

教 育 長

この提言の中で、非常に強調されているのが、佐々木委員が発言された内容であり、従来、学校と地域が連携を深めていくべきと言われていたが、単に連携を深めるだけでなく、今回の震災により地域そのものが崩壊の危機に瀕している所もあり、そのような地域においては、学校が積極的に地域コミュニティの再生をリードする役割を果たすべきとの内容となっている。御指摘の点については、十分に念頭に置きながら様々な施策に取り組んでいきたい。

委 員 長

教育長の回答の最後の部分について、学校は学力を高めるための努力が必要であるとともに、学校と地域の在り方が大切であるとこれまでも申し上げてきた。教育委員会で言えば、教育部局以外の生涯学習関係の部門との協調や、地域づくりや地域の再生に取り組んでいる公民館活動等との関わりなど、部局を越えて一体となって取り組む必要がある。結果として、教育行政にもいい形で反映され、これまで申し上げてきたことを反映できるチャンスと思われるので、しっかり取り組んでほしい。

10 専決処分報告

(1) 第332回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第332回宮城県議会議案に対する意見について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページまでである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年8月17日付けで知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により8月18日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、予算議案であるが、3ページの第332回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。一般会計歳出予算として、2億4千8百72万7千円を計上している。その主な内容としては、被災した宮城球場の本格復旧に要する経費として、1億8千2百87万4千円を計上している。また、今回の大震災により、多くの生徒等が帰宅困難となったことから、今後の地震等への備えとして、県立学校における食糧などの備蓄品を購入する経費として、1千2百36万4千円、さらに、新たに創設された東日本大震災復興基金事業として、被災した指定文化財及び私立博物館の修理・復旧に対する補助に要する経費として、5千2百23万9千円を計上している。

次に、予算外議案の概要であるが、4ページを御覧願いたい。議第202号議案は、グランディ21内にある宮城スタジアムの復旧工事について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上のとおり、御報告申し上げます。

(質 疑) | (質疑なし)

(2) 平成24年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

(説明者：教育長)

平成24年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

資料は、5ページから10ページまでである。

県立学校の教科書は、県立学校の管理に関する規則第12条の規定により、文部科学大臣の検定を受けたもの、または文部科学大臣において著作権を有するものの中から教育委員会が採択したものを使用することが原則となっている。本年度は、中学校用検定教科書の採択の年に当たっていることから、中学部用の検定教科書と、毎年採択することとなっている学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）を採択するものである。

そのため、宮城県立特別支援学校教科用図書採択検討会議を開催し、各特別支援学校長から採択希望の報告があった教科用図書について、平成24年度使用教科用図書採択基準に基づき検討した結果、中学校用検定教科書及び小学部・中学部及び高等部において使用する一般図書として適当であると認められたので、その採択について「教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号」の規定により、本年9月7日付けで専決処分したことを御報告するものである。

なお、詳細については、特別支援教育室長から説明する。

(説明者：特別支援教育室長)

特別支援学校では、児童・生徒の実態に応じて大きく分けて3種類の教科用図書を使用している。

一つ目は、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱の障害種の学校の中で、知的な遅れのない児童生徒については、通常の教育に準じた学習が行われており、通常の学校と同じ検定教科書が使用されている。二つ目には、知的障害の児童生徒を対象とした指導に使用する文科省著作教科書があり、いわゆる「☆本(星本)」と呼ばれている教科書を使用している。資料6ページの上段、小学部では国語、算数、音楽の欄に☆マークが記載されている。後ほど実物を御覧願いたい。三つ目は、学校教育法附則第9条の規定による絵本等の一般図書と呼ばれるものである。これは、市販されている絵本等の一般図書を教科用図書として使用するものであり、資料7ページから8ページに小学部用63点、資料9ページには中学部用30点、資料

10ページには高等部用22点が記載されている。

本日は、文科省著作本(☆本)と一般図書の一部を持って参ったので、御覧願いたい。

採択にあたっては、外部専門家を含む宮城県特別支援学校教科用図書採択検討会議を開催し、適正な採択の調査・検討を行ったものである。通常の教育に準ずる検定教科書は、平成24年度使用教科用図書採択選定資料中学校用から希望が出されている。文科省著作教科書は、国語、算数、音楽で、発達段階に応じて星印1つ(☆)から星印4つ(☆☆☆☆)の段階に分かれて作成されており、児童生徒の実態に応じて希望が出されている。絵本等の一般図書は、学校教育法附則9条の規定による教科用図書(一般図書)採択基準に基づいて調査研究が行われた平成24年度使用教科用図書選定資料(知的障害)特別支援学校・特別支援学級用から希望が出されている。

なお、高等部の教科書は、採択検討会議で各学校から提出された採択希望図書を検討し、採択案として記載しているものである。

各児童・生徒の教科用図書の採択に当たっては、児童生徒の実態に応じて、一般的には次のような段階を踏んで行っている。

第1段階として、該当学年用検定済み教科書を採択する。第2段階として、その該当学年用の教科書がその能力、その他の理由で適さない場合は、検定済教科書の下学年用教科書を採択する。第3段階として、第2段階の教科書が、能力、その他の理由で適さない場合は、文科省著作教科書を採択し、第4段階として、その教科書が適さない場合は、学校教育法附則第9条による教科用図書(一般図書)を採択する。

きめ細かに児童生徒の実態に応じて教育効果が高まるように、平成24年度使用県立特別支援学校(小学部、中学部及び高等部用)の教科用図書の採択に努めている。

以上のとおり、御報告申し上げます。

(質 疑)

佐竹委員 国語の星マークの教科書について、裏面を見ると、小学部国語科1学年から6学年用と記載されているが、これは同じ教科書を6年間使用するものか。

特別支援教育室長 その児童の能力に応じて使用するため、教科書の使用が早く終われば、次の教科書(☆印2つ)に入る。

佐竹委員 そうすると、こちらは☆印4つであるが、中学部国語1学年から3学年用となっているので、小学校の場合は、☆印1つから☆印3つまでを終わらせ、1年ではなく個々に合わせた長いスパンで勉強するとの理解でいいか。

特別支援教育室長 そのとおりである。

委員長 特別支援教育は、子どもによって相当の差がある。手元にある教科書を見ると、同じ数字でも人間の数え方や物の個数の数え方の違いが出ているが、数の話を教える教科書は多くの種類が発行されているのか。

特別支援教育室長 一般図書については、文科省から通知される候補本は全教科で392冊ある。本県では、採択検討委員会で調査研究し、小学部63点、中学部30点、高等部22点と絞り込んでいる。

委員長 各学校の事情に合わせて選定することができるとの理解でいいか。

特別支援教育室長 そのとおりである。

委員長 イギリスに渡航した際に聞いた話であるが、数に無頓着であった知恵遅れの子どもが、1週間に1回、入所している施設から障害者のための遊び場を訪問しており、その遊び場に行くことが待ち遠しくて、結果として、7つの数(1週間の日数)を数えることを覚えるという。何かを求める気持ちをどのように引き出すのか、生活の中で大切だと思う。それを引き出せる本は、相当幅が広く、一人に必要なものが必要となる。いろんな差がある子ども達であるので、その子どもに合うものを個別に探し出す仕組みを確立してほしい。

(3) 平成24年度使用県立高等学校等教科用図書採択について

(説明者：教育長)

平成24年度使用県立高等学校等教科用図書採択について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから13ページまでと別冊資料が2部である。

平成24年度に使用する県立の高等学校及び県立特別支援学校高等部のうち高等学校に準ずる教育を行っている学校の教科用図書採択については、資料12ページの採択方針に従って、適切かつ公平・公正に行うこととしている。また、採択の事務手順については、13ページの採択事務の流れのとおり、各高等学校等に設置した「教科書選定委員会」において選定し、各校長から採択の希望がなされ、その後、教育庁内に設置している「審査委員会」において、一つは各学校の教育課程との整合性がみられるか、もう1点は生徒の実態に配慮されているか等の観点で審査を行い、妥当なものであるとの判断がなされた。

これらの過程を経た上で、その採択について、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、別添資料1の「平成24年度使用県立高等学校等教科書学校別一覧」のとおり、本年9月12日付けで専決処分したことを御報告するものである。

なお、詳細については、高校教育課長から御説明する。

(説明者：高校教育課長)

別冊となっている資料について、御説明申し上げます。資料1は使用希望のあった教科書を学校別に整理した一覧、資料2は出版社別に整理した一覧である。

まず、資料1について、1ページから41ページが高等学校分、42ページから47ページが特別支援学校高等部のうち高等学校に準ずる教育を行っている4校分である。表紙の裏面には、各学校がどのページに記載されているかを示している。

次に、資料2について、採用数の多少はあるが、各出版社の教科書が幅広く希望されている様子が伺える。各学校から希望が提出された後、7月下旬から約1ヶ月かけて事務局における事前審査を行い、9月8日に、外部委員を含む審査委員会において、各学校からの希望状況を確認しながら使用教科書の妥当性を審査する会議を行った。学校の実態や生徒の実情に即して、記述内容が充実・豊富で発展的な記述がされている教科書を選ぶ学校、逆に、記述内容が精選・厳選されたシンプルな説明がなされている教科書を選ぶ学校、更には繰り返し学習や補充的な内容の充実した教科書を選ぶ学校等がみられた。

生徒の興味・関心が持てるような身近な題材が素材として使用されているか、記述内容が系統的に整理されているか、説明と図表のバランスなど、各学校において、多様な側面から内容重視の教科書選定が行われている様子を確認しており、各校の教育目標を達成するための教育課程編成とのバランスも含め、適切なものであると考えている。

以上のとおり、御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 各学校で教科書案を出したものと、教育庁の中で選定委員会を作り、再選考したものの中で、大きく変更した教科書があったか。

高校教育課長 変更した教科書はない。全て各学校の希望通りであった。

委員 長 確認すべき項目が多岐に渡っているものの、それぞれの重みを踏めることは難しいと思われる。最終的には、先生方の教える姿勢と密接に関係していると思うので、教育に携わる人の姿勢により採択してもらって構わないと思う。

ただし、一つ一つの各学校から出されている教科書案をチェックするのは現実的には困難であるため、全体的な部分の判断と、各学校や教師の考え方にどの部分を委ねるのか、その基準的なものを整理する必要があると思われる。

11 議事

第1号議案 第333回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第333回宮城県議会議案に対する意見について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページまでである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年9月9日付けで知事から意見を求められたので、異議のない旨回答しようとするものである。

はじめに、予算議案について、3ページの第333回宮城県議会提出予定予算議案の概要を御覧願いたい。一般会計歳出予算として、16億8千2百85万7千円を減額計上している。増額分の主な内容としては、被災した教育関連施設の施設設備の整備に要する経費として5億3千7百43万8千円を計上し、また、今回の震災では、多くの学校が避難所となったことから、学校の防災機能を強化するために要する経費として3百44万8千円を、さらに東日本大震災復興基金事業として、被災した県立高等学校における部活動用具の購入経費に対する補助及び指定民俗文化財等の復旧に対する補助として、5千2百9万8千円を計上している。減額に関しては、財源や人員を復旧業務に優先的に振り向けるため、当初予算に係る事業の見直しを行い、その結果として58事業23億5千4百20万5千円を減額計上している。

次に、予算外議案の概要について、4ページを御覧願いたい。議第214号議案は、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ振興法がスポーツ基本法へ全面改正されたことに伴い、宮城県スポーツ振興審議会条例をスポーツ推進審議会条例に改正しようとするもの、議第228号議案は、宮城県美田園高等学校の新設に伴い、県立学校条例について所要の改正を行おうとするものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

佐 竹 委 員 美田園高等学校の新設について、平成24年4月1日の施行であるが、開校時期はいつになるか。

教 育 長 美田園高等学校は、平成24年4月1日に開校する予定であるが、名取市に建設している新しい施設で学校が開始するのは平成25年4月1日となる。

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1.2 課長報告等

(1) 登米地区統合校(総合産業高校)の校名案の公募について

(説明者：高校教育課長)

登米地区統合校の校名案の公募について、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧願いたい。

1「公募について」は、昨年11月に開催した第3回登米地区統合校基本課題検討会議で、校名等の選考方法について検討した結果、(1)県内初の4校が関係する再編統合であること、(2)統合校に入学してくる生徒は、登米地区だけにとどまらず広範囲になると思われること、(3)幅広く県民に統合校の周知を図ることができること等の理由から、校名案については公募することに決定したものである。

次に、2「募集期間」であるが、本年10月1日から11月30日までの2ヶ月間としている。

3「応募方法」と4「広報手段」については、記載のとおりである。

5「校名決定までのスケジュール(予定)」について、9月2日に、統合関係校4校の関係者と地元関係者で組織する校名等選考委員会を立ち上げたものである。今回の公募で集まった案については、同委員会で平成24年2月下旬までに検討し、意見を集約して校名案を選考し、高校教育課に提出される予定である。その後、平成24年3月に教育庁内に設置する県立高校校名選定委員会において、提出された校名案、選考理由等を審議の上、校名を選定し、同月開催の教育委員会定例会に報告する予定としている。開校まで時間のあるこの時期までに、仮称名ではあるが、校名を決定及び公表するのは、できるだけ早く校名を決め、開校の準備作業を進めることで、地域住民等への周知を図り、開校の機運を高めるためである。最終的には、開校前年の平成26年9月県議会における県立学校条例の改正議案の議決を経て、正式な新校名が決定することとなる。

なお、新統合校の概要については、2ページを御覧願いたい。現在、新統合校の教育内容の検討を進め

ており、独自のカリキュラムづくりに重点的に取り組んでいるところである。各学科系の教育内容については、昨年の10月から検討を始め、同時に地域産業界関係者を訪問し、新統合校への要望や御提案をいただきながら教育内容へ反映させるなど、地域との強いパートナーシップを構築するための下地づくりも行っているところである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員 長 統合関係校4校の校名について、議会に条例の改正案を諮った際、最後が変わる可能性もあるのか。

高 校 教 育 課 長 県議会に諮るまでは仮称としており、正式には条例改正の議決を経て正式決定となる。開校前年の9月議会に上程するのが通例となっており、その審議内容によることとなる。

13 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は、平成23年10月20日（木）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後3時35分

平成23年10月20日

署名委員

署名委員